

2025年度新規事業

品質管理責任者セミナー受講状況について

2026年2月17日
北海道生コンクリート工業組合

弊工業組合では、全国的に意図的な品質記録の改ざん(社会的に負の評価)などによる㊦マーク使用取り消し事例が散見されることに鑑み、組合員工場等の品質管理責任者を対象に、「JIS 品質管理責任者セミナー(力量維持・向上コース)」の受講を3年に一度受講することを推進することとし、今年度からスタートしました。

今年度の受講状況は次のとおりです。セミナー受講は3年に一度を原則としていますので2027年度で一巡予定です。

分会	稼働工場数	製造委託工場	2025年度	2026年度	2027年度	備考
道南	15	2	1			
札幌	23	-	3			
小樽地区	5	-	1			
後志	6	-				
岩手	2	-				
西胆振	4	-				
室蘭	4	-				
苫小牧	7	-				
日高	10	-				
千歳地区	6	-	1			
道央	6	-				
空知	2	-	1			
釧路	4	5				
北根室	4	1	2			
北見地方	7	3	2			
紋別地方	7	-	4			
十勝地方	8	-	2			
南十勝	3	-				
西十勝	3	-				
北東十勝	4	-				
旭川地方	6	-	2			
富良野地区	5	-	1			
上川北部	3	1	1			
上川中部	2	-				
留萌地方	5	-				
南宗谷	4	-				
宗谷	5	-				
計	160	12	21			

㊦ 鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令（平成十七年厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第六号）〔府省令〕（抜粋）

五 前各号に掲げる事項のほか、次に掲げる品質保持に必要な技術的生産条件を満たしていること。

イ 次に定めるところにより、社内標準化及び品質管理の組織的な運営が行われていること。

(1) 社内標準化及び品質管理の推進が鉱工業品の製造業者、輸入業者、販売業者、加工業者又は外国においてその事業を行う製造業者、輸出業者若しくは加工業者（以下「製造業者等」という。）の経営指針として確立されており、社内標準化及び品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、口の品質管理責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、社内標準化及び品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 製造業者等における社内標準化及び品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し社内標準化及び品質管理の推進に係る技術的指導を適切に行っていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理責任者が配置されていること。

(1) 製造業者等は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造部門又は加工部門とは独立した権限を有する品質管理責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

- (i) 社内標準化及び品質管理に関する計画の立案及び推進
- (i i) 社内規格の制定、改廃及び管理についての統括
- (i i i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の品質水準の評価
- (i v) 各工程における社内標準化及び品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整
- (v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言
- (v i) 就業者に対する社内標準化及び品質管理に関する教育訓練の推進
- (v i i) 外注管理に関する指導及び助言
- (v i i i) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の日本産業規格への適合性の承認
- (i x) 登録認証機関の認証に係る鉱工業品の出荷の承認

(2) 品質管理責任者は、登録認証機関の認証に係る鉱工業品の製造又は加工に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の理学、医学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、又はこれに準ずる標準化及び品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより標準化及び品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

品質管理責任者力量維持・向上のための講習会基準について

JIS マーク製品の信頼性を確保する上で、品質管理責任者がその役割を認識し、知見を深め、責務を確実に遂行することが肝要であることから、JIS 登録認証機関協議会は、以下に示す「品質管理責任者力量維持・向上のための講習会基準」に適合する講習会の受講を、「鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令」（以下、鉱工業品等認証省令という。）第 2 条第 1 項第五号イの（3）、及び JIS Q 9001: 2015 の箇条 7.2（力量）で要求される教育・訓練に該当するものと見なし、推奨していくものとする。また、定期の認証維持審査において教育訓練の計画的な実施の有無が確認できるよう、受講頻度は 3 年に 1 回以上とすることが望ましい。

なお、認証維持審査における最終的な適合性の確認については、各登録認証機関が責任を持って行うものとする。

JIS 登録認証機関協議会

品質管理責任者力量維持・向上のための講習会基準

(1) 内容

- ① 産業標準化法や関係法令、JIS Q 1001（一般認証指針）など鉱工業品及びその加工技術に係る JIS マーク制度を構築する法令等と品質管理責任者の役割について（講義）
- ② JIS マーク表示を行う企業（組織）における社会的責任について（講義）
- ③ 上記①及び②の講義内容を含めた品質管理責任者の力量等についての理解度チェック

(2) 講義時間：6 時間以上

(3) 対象者（受講資格）

受講対象者は、品質管理責任者又は同有資格者（高等教育受講者を含む）並びに標準化及び品質管理の実務担当者とする。

(4) 講義科目

講義科目及び範囲、並びに講義時間の基準を示す。

科目	範囲（下記の項目すべてを含むこと）	講義時間
JIS マーク制度及び品質管理責任者の責務	JIS マーク制度を構築する鉱工業品及びその加工技術に係る法令等	1.5 時間以上
	品質管理責任者の責務	
	JIS 認証取得事業者に求められるコンプライアンス	
	信頼性に関して具備すべき知見（公益通報制度・他法令等）	
認証取得事業者の社会的責任	JIS 認証取得事業者の課題、不適合が社会に及ぼす影響など ・組織・仕組み上の課題と不適合 ・品質管理責任者の責務・力量に関する課題と不適合	3 時間以上
理解度チェック	品質管理責任者に求められる力量に関しテスト形式による確認及び解説	1.5 時間以上
合計		6 時間以上

(5) 理解度チェック

品質管理責任者に求められる力量を確認するために、次の内容についてテスト形式による理解度チェックを実施する。

科目	内容（この中から選択される）
JIS マーク制度及び品質管理責任者の責務	<ul style="list-style-type: none">・ 産業標準化法、鋳工業品等認証省令、JIS Q 1001、JIS Q 17025 など・ 品質保証／品質管理活動・ 品質管理手法とその活用
認証取得事業者の社会的責任	<ul style="list-style-type: none">・ コンプライアンス・ 公益通報制度・ JIS への適合性にかかわる他法令の知識

(6) 修了条件

同一人による出席率が 100%であること。

(7) 修了証の発行

認証維持審査における確認を容易にするため、受講履歴を記す修了証を発行することとする。

【附則】

平成 22 年 2 月 25 日 制定

平成 28 年 3 月 24 日 改訂

令和 2 年 2 月 20 日 改訂